

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 三郷市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	72,000	9	72,000	0	0
1	13	アセトニトリル	1	10	2,300	21	2,300	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	4	110,500	7	3,600	0	106,900
1	80	キシレン	12	1	1,404,400	2	6,400	0	1,398,000
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	10	810	25	810	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレンジグリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	10	11,000	17	11,000	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	1,600	23	1,600	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1	10	16,000	16	16,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	11	2	1,016,700	4	13,000	0	1,003,700
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9	5	70,500	10	4,000	0	66,500
1	300	トルエン	11	2	3,684,900	1	25,200	0	3,659,700
1	302	ナフタレン	1	10	2,100	22	2,100	0	0
1	305	鉛化合物	1	10	21,000	12	21,000	0	0
1	308	ニッケル	1	10	19,000	14	19,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	10	21,000	12	21,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	9	5	1,135,600	3	0	0	1,135,600
1	400	ベンゼン	9	5	213,700	6	0	0	213,700
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	10	1,300	24	0	0	1,300
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	870,000	5	870,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	10	8,800	19	8,800	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	10	94,000	8	94,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	10	7,000	20	7,000	0	0
3	24	テトラヒドロフラン	1	10	11,000	17	11,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	2	8	18,000	15	17,700	0	300
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	69,000	11	69,000	0	0
合計			—	—	8,882,210	—	1,296,510	0	7,585,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。